

日本乳癌学会専門医制度規則 資格認定施行細則

第1章 総則

第1条

日本乳癌学会専門医制度規則の資格認定の施行にあたり、規則に定められた以外の事項については施行細則の規定に従うものとする。

第2条

1. この細則は認定医の認定あるいは更新を申請する場合において適応する。
2. この細則は専門医の認定あるいは更新を申請する場合において適応する。
3. この細則は指導医の認定あるいは更新を申請する場合において適応する。
4. この細則は名誉専門医の認定を申請する場合において適応する。

第2章 委員会

第3条

専門医制度委員会は規則第3条を遂行するために、以下の業務を管掌する。

- ・認定医、専門医、指導医および名誉専門医の認定審査に必要な調査
- ・認定医、専門医、指導医および名誉専門医の認定審査

第4条

専門医制度委員会は毎年、次の年度の認定医、専門医、指導医および名誉専門医認定の業務に関する要綱を決定し、学会機関誌などによって会員に公告する。

第5条

認定委員会は認定医、専門医、指導医および名誉専門医の審査に関して、以下の業務を管掌する。

- ・修練カリキュラムの設定と公示
- ・申請資格および認定審査に必要な調査
- ・試験の施行と成績判定
- ・申請資格の審査
- ・認定審査
- ・その他、本制度の認定業務に必要な事項

第6条

認定委員の定数は、北海道（北海道）、東北（青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島の各県）、関東（東京・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・神奈川の各都県）、中部（富山・石川・福井・新潟・長野・山梨・岐阜・静岡・愛知・三重の各県）、近畿（京都・大阪・滋賀・兵庫・奈良・和歌山の各府県）、中国・四国（鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知の各県）、九州（福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県）各地区における地域的配分を考慮して、委員長、副委員長の他、各地区から2名ずつとする。

第7条

認定委員会は次の要項に従って行う。

- ・委員会の成立は委員現在数の2/3以上とし、文書による委任も認める。
- ・議事は出席者の過半数の同意によって決する。可否同数の場合は委員長がこれを決する。
- ・議事録は委員長が作成し、事務局にて管理する。

第3章 認定医ならびに専門医、指導医、名誉専門医の認定

第1節 審査と認定

第8条

認定医の審査は書類により行う。専門医の審査は、書類審査、および試験により行う。その試験は、筆記試験および口頭試問による。指導医、名誉専門医は専門医取得者のみ申請でき、書類審査を行う。

第9条

1. 専門医制度委員会は、別に定める申請期限までに提出された認定医、専門医、指導医および名誉専門医に関する申請書類について、不備のないことを確認する。
2. 専門医制度委員会は、申請書類の正本を本学会事務局に受理した日から1年間保管する。
3. 試験問題作成委員会は、試験問題を試験実施日から5年間保管する。

第10条

1. 試験問題作成委員会は、専門医の認定審査に必要な筆記試験問題を作成する。
2. 理事会が評議員の中から選出する試験問題作成委員は、15名とする。

第11条

1. 認定委員長は、専門医のための筆記試験を行う場所と専門医制度委員から筆記試験担当委員を選任する。

2. 認定委員長は、試験期間の間本部を設置し、筆記試験審査業務を統括する。
3. 筆記試験担当委員は、試験場の設営、筆記試験問題の管理ならびに試験本部との連絡を行う。

第12条

1. 認定委員会は、書類審査を経た認定医申請者、書類審査と筆記試験を経た専門医申請者について審査を行う。
2. 認定委員会は、認定医更新申請者、専門医更新申請者、指導医更新申請者および名誉専門医申請者について審査を行う。
3. 認定医、専門医、指導医および名誉専門医の認定業務は、申請の行われた年の12月31日までに完了しなければならない。

第2節 認定医の申請

第13条

1. 認定医の認定を申請する者は、審査を受けようとする年の1月31日までに必ず到着するように、認定医申請書類を提出しなければならない。
2. 更新のため認定医の認定を申請する者は、審査を受けようとする年の1月31日までに必ず到着するように、認定医更新申請書類を提出しなければならない。

第14条

1. 認定医の認定を申請する者は手数料として、1万円を納付しなければならない。
2. 認定医の更新を申請する者は手数料として、1万円を納付しなければならない。
3. 既納の手数料は、いかなる理由があっても返却しない。

第15条

1. 認定医申請者は、次の各号に定められた臨床修練の臨床実績および業績を有していなければならない。

- ・診療経験

本学会認定医の修練期間を通して、本学会認定施設および関連施設における40例以上の乳癌症例の診療経験をもって申請資格とし、日本乳癌学会専門医制度カリキュラムに示された修練実績をもって審査の対象とする。手術療法で申請する場合、2012年以降の診療経験にはNational Clinical Database (NCD)乳癌登録症例における術者が、申請可能な診療経験となる。化学療法、画像診断、放射線治療では経験症例のリストを申請する。

いずれの分野においても、専門医制度委員が施設を訪問し（サイトビジット）、施設長の許可のもとに診療経験内容の確認を行う場合がある。

・業績

申請に必要な業績とは認定医修練期間中に、筆頭者として1編以上の乳腺疾患に関する研究（症例報告も含む）を医学雑誌に発表したもの、または本学会を含む全国学会で2件以上発表したもの、または本学会を含む全国学会で1件・なおかつ本学会地方会で2件以上発表したもの、いずれかとする。ただし、この業績は認定委員会の審査によって適当であると認められた医学雑誌または学術集會に発表されたものでなければならない。

2. 認定医更新申請者は申請時において、過去5年の間に、以下の学会等への参加を修練実績点数表（下記）に基づく算定により20点以上の修練実績を有していることを参加証または修了証もしくはこれに準ずる証書によって証明できる者でなければならない。

- ・認定委員会が定めた諸学会の学術集會またはこれらが主催する教育セミナー
- ・認定委員会が認定する全国規模の乳腺関連研究会、日本乳癌学会地方会、マンモグラフィ検診精度管理中央委員会が主催（共催）するマンモグラフィ読影講習會
- ・日本医師会生涯教育講座認定の全国あるいは地方乳腺関連研究会（いずれも乳腺疾患に関するものに限る）
- ・教育・研修委員会主催のセミナー（日本乳癌学会総会・地方会での教育セミナーおよび総会での病理セミナー、画像診断セミナー）

3. 認定医の更新に関する復活制度を下記のごとく定める。

認定医の更新時に研修実績が20点未満で更新できなかった者のうち、認定医の資格喪失後2年以内に直近5年間の研修実績が20点に達した者は、再申請により認定医の資格を再び得ることができる。

参考：研修実績点数表

日本乳癌学会	国際学会	国内学会 マンモグラフィ講習會	日本乳癌学会地方会 乳腺関連研究会*	教育・研修セミナー（学 会併施）
6	4	3	2	4（1）

*日本医師会生涯教育講座認定のもの

第16条

認定医申請者の指導責任者（専門医）は、認定委員会から要請を受けたときは、認定医申請者についての意見書を、認定委員会へ提出しなければならない。

第3節 専門医の申請

第17条

1. 専門医の認定を申請する者は、審査を受けようとする年の7月31日までに必ず到着するよ

うに、専門医申請書類を提出しなければならない。

2. 専門医の更新を申請する者は、審査を受けようとする年の8月31日までに必ず到着するように、専門医更新申請書類を提出しなければならない。

第18条

1. 専門医の認定を申請する者は手数料として、1万円を納付しなければならない。
2. 専門医の更新を申請する者は手数料として、1万円を納付しなければならない。
3. 既納の手料金は、いかなる理由があっても返却しない。

第19条

1. 専門医申請者は、次の各号に定められた臨床修練の臨床実績および業績を有していなければならない。

・診療経験

本学会認定施設、関連施設における100例以上の乳癌症例の診療経験をもって申請資格とし、日本乳癌学会専門医修練カリキュラムに示された研修実績をもって審査の対象とする。

手術療法で申請する場合、2012年以降の診療経験にはNCD乳癌登録症例における術者が、申請可能な診療経験となる。化学療法、画像診断、放射線治療では経験症例のリストを提出申請する。いずれの分野においても、専門医制度委員が施設を訪問し（サイトビジット）、施設長の許可のもとに診療経験内容の確認を行う場合がある。

・業績

申請に必要な業績は、下記の研究業績点数表に基づき30点以上とする。そのうち、学会機関誌等に掲載された筆頭著者の学術論文1編以上を含む。ただし、この業績は認定委員会の審査によって適当であると認められた医学雑誌または学術集会に発表されたものでなければならない。論文1編は学会機関誌掲載のものが望ましい。

なお、2013年度からの申請者は、本学会の定める研修セミナーを受講していること。

2. 専門医更新者は次の各号に定められた臨床修練の臨床実績および業績を有していなければならない。

・診療経験

更新時、過去5年間の間に、100例の乳癌症例の診療経験をもって申請資格とし、日本乳癌学会専門医修練カリキュラムに示された研修実績をもって審査の対象とする。なお、この資格審査は2016年度から行うものとする。

この際、手術療法経験症例においては術者・助手を問わず、また認定施設、関連施設以外の施設での経験でも可とする。但し、2012年以降の手術症例診療経験の評価はNCDを利用して行う。化学療法、画像診断、放射線治療では経験症例のリストを申請する。いずれの分野においても、専門医制度委員が施設を訪問し（サイトビジット）、施設長の許可のもとに診療経験内容の確認を行う場合がある。なお、3回以上更新を行った場合、診療経験は免除する。

研究業績および研修実績は、申請時において、過去5年の間に、研究業績点数表（下記）に基づき8点以上、かつ研修実績は、研修実績点数表（第15条、認定医の更新と同じ点数表）に基づき30点以上とする。ただし、研究業績は認定委員会の審査によって適当であると認められた医学雑誌または学術集會に発表されたものでなければならない。また、研修実績は、認定委員会が定めた諸学会の学術集會またはこれらが主催する教育セミナー、日本乳癌学会地方会、マンモグラフィ検診精度管理中央委員会が主催（共催）するマンモグラフィ講習会、もしくは日本医師会生涯教育講座認定の全国あるいは地方乳癌関連研究会（いずれも乳癌疾患に関するものに限る）への出席を、参加証または修了証もしくはこれに準ずる証書によって証明できるものでなければならない。

3. 専門医の更新に関する復活制度を下記のごとく定める。

専門医更新時に研究業績が8点未満または研修実績が30点未満で更新できなかった者のうち、専門医の資格喪失後2年以内に直近5年間の研究業績が8点以上に達し、なおかつ直近5年間の研修実績が30点に達した者は、再申請により専門医の資格を再び得ることができる。

4. 名誉専門医申請者は申請時において過去6年の間に、認定委員会が定めた諸学会の学術集會またはこれらが主催する教育セミナー、認定委員会が認定する全国規模の乳癌関連研究会、日本乳癌学会地方会、マンモグラフィ検診精度管理中央委員会が主催（共催）するマンモグラフィ講習会、もしくは日本医師会生涯教育講座認定の全国あるいは地方乳癌関連研究会（いずれも乳癌疾患に関するものに限る）への出席を研修実績点数表に基づく算定により20点以上の研修実績を有していることを、参加証または修了証もしくはこれに準ずる証書によって証明できる者でなければならない。

研究業績点数表

	欧文 論文	和文 論文	国際学会 日本乳癌学会	国内学会	日本乳癌学会地方会 乳癌関連研究会*	日本乳癌学会座長
筆頭発表者	10	6	4	3	2	3
共同発表者	3	2	1	1	1	

*認定委員会が認定する全国規模の乳癌関連研究会

第20条

専門医申請者は、認定委員会が定めた日時・場所にて、認定審査のための筆記試験および口頭試問を受けなければならない。

第21条

専門医申請者の指導責任者（指導医）は、認定委員会から要請を受けたときは、専門医申請者に

についての意見書を、認定委員会へ提出しなければならない。

第4章 指導医の申請

第22条

1. 指導医の認定を申請する者は、審査を受けようとする年の7月31日までに必ず到着するように、指導医申請書類を提出しなければならない。
2. 指導医の更新を申請する者は、審査を受けようとする年の8月31日までに必ず到着するように、申請書類を提出しなければならない。
3. 指導医制は2014年から申請を開始し、専門医への指導責任は2015年度より担う。

第23条

1. 指導医の認定を新規に申請する者は手数料として、1万円を納付しなければならない。
2. 指導医の更新を申請する者は手数料として、1万円を納付しなければならないが、指導医の更新が認められたものは専門医の更新手数料は納付しなくても良い。
3. 既納の手数料は、いかなる理由があっても返却しない。

第24条

1. 指導医申請者は、乳腺専門医を更新した者に値する臨床実績を有していなければならない。研究業績は過去5年の間に、研究業績点数表に基づき16点以上とする。その他は専門医更新と同じ条件とする。
2. 指導医申請者は、認定医、専門医を目指す専攻医を指導していることを申請しなければならない。

第5章 認定料

第25条

はじめて認定医認定証の交付を受ける者は認定料として、4万円を納付しなければならない。

第26条

はじめて専門医認定証の交付を受ける者は認定料として、4万円を納付しなければならない。

第27条

はじめて指導医認定証の交付を受けるものは認定料として、1万円を納付しなければならない。但し、専門医の更新と同時に行う場合は、専門医の認定料は納付しなくて良い。

第28条

認定医認定証、専門医認定証の更新を受ける者は、更新認定料として、1万円を納付しなければならない。指導医認定証の更新を受けるものは認定料として、1万円を納付しなければならないが、この際、専門医認定証の更新認定料は納付しなくて良い。名誉専門医の認定証の交付を受けるものは認定料として、1万円を納付しなければならない。

第 29 条

既納の認定料はいかなる理由があっても返却しない。

第 6 章 細則の変更

第 30 条

この施行細則の変更は、専門医制度委員会、理事会の議を経て行うことができる。

(附則)

1. 本施行細則は 1997 年 6 月 30 日より施行する。
2. 本施行細則は 1999 年 5 月 27 日より施行する。
3. 本施行細則は 2002 年 7 月 4 日より施行する。
4. 本施行細則は 2003 年 11 月 12 日より施行する。
5. 本施行細則は 2004 年 4 月 6 日より施行する。
6. 本施行細則は 2008 年 5 月 2 日より施行する。
7. 本施行細則は 2008 年 11 月 6 日より施行する。
8. 本施行細則は 2012 年 6 月 27 日より施行する。
9. 本施行細則は 2017 年 1 月 27 日より施行する。
10. 本施行細則は 2018 年 3 月 30 日より施行する。
11. 本施行細則は 2019 年 5 月 24 日より施行する。